

泉佐野市スタートアップ支援事業補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱（令和7年1月31日付け府地創第22号）に基づき、市が策定した実施計画（以下「実施計画」という。）を事業遂行できる対象者に補助金を交付することとし、その交付に関しては泉佐野市補助金交付規則（平成17年泉佐野市規則第2号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

（補助対象者）

第2条 泉佐野市スタートアップ支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、実施計画において位置づけられた団体又は事業者とする。

（補助対象事業）

第3条 補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、実施計画に掲げる、泉佐野市スタートアップ支援事業「スタートアップ等の誘致・集積による産業振興事業」とする。

（補助対象経費）

- 第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、実施計画に掲げる、泉佐野市スタートアップ支援事業「スタートアップ等の誘致・集積による産業振興事業」の実施に要する経費とする。
- 2 前項の経費は、第7条に規定する交付決定を受けた日以降に契約を締結し、又は発注したものに係る経費に限るものとする。
 - 3 前2項に規定する経費について、他の補助金の交付を受けるときは、補助対象経費から除くものとする。

（補助金の額）

- 第5条 補助金の額は、前条第1項に規定する補助対象経費の全額とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、補助金の上限額は、予算の範囲内において市長が定める額とする。

（交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、補助金交付申請書（様式第1号）に、事業計画書（様式

第2号)、収支予算書(様式第3号)、その他市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付又は不交付について決定を行い、補助金交付(不交付)決定通知書(様式第4号)により申請者に通知するものとする。

(事業の変更)

第8条 前条の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、第6条に規定する補助金交付申請の内容又は補助金の額に変更が生じる場合には、あらかじめ補助金変更交付申請書(様式第5号)に市長が必要と認める書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、これを審査し、適当と認めるときは、補助金変更交付決定通知書(様式第6号)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第9条 第7条及び前条第2項の決定を受けた者は、その補助対象事業が完了した日から30日以内又は交付決定を受けた年度の3月31日までのいずれか早い日までに、補助対象事業実績報告書(様式第7号)に、収支決算書(様式第8号)、領収書の添付可能なものはその写し、その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助事業者は、市長から補助対象事業の進捗状況等の報告を求められたときは、速やかに報告をしなければならない。

(補助金額の確定)

第10条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助対象事業の成果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第9号)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求と交付)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定した後に補助金を交付するものとする。ただし、必要があると認められる経費については、概算払をすることができる。

2 前条の規定による通知を受けた補助事業者は、前項本文の規定により補助金の交付を受けようとするときは補助金交付請求書(様式

第10号)を、前項ただし書に規定する補助金の概算払を受けようとするときは補助金交付請求書(概算払)(様式第11号)を市長に提出しなければならない。

- 3 市長は、補助事業者から補助金交付請求書又は補助金交付請求書(概算払)の提出を受けて、補助金を交付するものとする。
- 4 概算払いにより交付した補助金の額と前条の規定により通知した額に差額が生じた場合は、速やかにこれを精算するものとする。

(補助金の返還等)

第12条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は交付を受けようとしたとき。
 - (2) この要綱の規定により提出を受けた報告書等による確認その他の方法により、補助金の交付対象者と認められないとき。
 - (3) 前2号に掲げるほか、補助金の交付が、特に不適當であると認められるとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第12号)により、当該取り消しを受けた者に通知するものとする。この場合において、当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、補助金返還命令書(様式第13号)により、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月25日から施行する。

様式第 1 号(第 6 条関係)

令和 年 月 日

泉佐野市長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

令和 年度泉佐野市スタートアップ支援事業補助金交付申請書

泉佐野市スタートアップ支援事業補助金交付要綱第 6 条の規定に基づき、次のとおり申請します。

補助金の対象事業名および 補助対象事業の概要	対象事業名 補助対象事業の概要
補助対象事業の経費所要額 収支予算書（様式３号）	円
交 付 申 請 額	円
事 業 実 施 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
添 付 書 類 (添付した書類に○をすること)	１． 事業計画書(様式第２号) ２． 収支予算書(様式第３号) ３． その他添付書類 ・ 見積書 ・ その他市長が必要と認める書類 ()

様式第 2 号(第 6 条関係)

令和 年度泉佐野市スタートアップ支援補助金に係る事業計画書

事業計画	1. 事業の詳細 (事業の内容、スケジュール等)
	2. 事業効果及び目標 (事業を行うことにより見込まれる効果及び目標)

様式第 3 号(第 6 条関係)

令和 年度泉佐野市スタートアップ支援事業補助金に係る収支予算書

[収 入] (単位：円)

収 入 科 目	予 算 額	備 考
収 入 合 計		

[支 出] (単位：円)

支 出 科 目	予 算 額	左のうち市 補助金充当額	備 考
支 出 合 計			

様式第 4 号(第 7 条関係)

泉佐生 第 号
令和 年 月 日

令和 年度泉佐野市スタートアップ支援事業補助金交付(不交付)
決定通知書

氏名(代表者名) 様

泉佐野市長 印

令和 年 月 日付けで申請のあった補助金について、次のとおり決定したので、泉佐野市スタートアップ支援事業補助金交付要綱第 7 条の規定に基づき、通知します。

補 助 金 の 対 象 事 業 名	
交 付 の 決 定	交 付 ・ 不 交 付
交 付 決 定 金 額	円
不 交 付 の 理 由 (不 交 付 の 場 合)	

※補助金の交付を受けた者は、新しい地方経済・生活環境創生交付金制度要綱（令和 7 年 1 月 3 1 日付け府地創第 2 2 号）に準ずる条件及び次の条件に従わなければならない。

- (1) 補助対象事業に係る経理は、他の経理と区別して行うとともに、収入及び支出を明らかにした帳簿並びに証拠書類を対象事業終了の翌年度から起算して 5 年間保管すること。

様式第 5 号(第 8 条関係)

令和 年 月 日

泉佐野市長 様

所 在 地
商号又は名称
代 表 者 氏 名

令和 年度泉佐野市スタートアップ支援事業補助金に係る
補助金変更交付申請書

泉佐野市スタートアップ支援事業補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定に基づ
き、次のとおり申請します。

補 助 事 業 等 の 変 更 の 内 容	
変 更 の 理 由	
事 業 実 施 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
交付を受けようとする変更後 の補助金の額	円
添 付 書 類	

様式第 6 号(第 8 条関係)

泉佐生ま第 号
令和 年 月 日

令和 年度泉佐野市スタートアップ支援事業補助金変更交付決定通知書

氏名(代表者名) 様

泉佐野市長 印

令和 年 月 日付けで変更承認申請のあった補助事業等の計画について下記のとおり承認したので、泉佐野市スタートアップ支援事業補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定により通知します。

記

変更内容	
変更理由	

様式第 7 号(第 9 条関係)

令和 年 月 日

泉佐野市長 様

所在地

商号又は名称

代表者氏名

令和 年度泉佐野市スタートアップ支援事業補助金に係る
補助対象事業実績報告書

令和 年 月 日付け指令 第 号で交付決定を受けた補助対象事業が完了したので、泉佐野市スタートアップ支援事業補助金交付要綱第 9 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

補助対象事業の完了年月日	年 月 日
補 助 金 の 交 付 決 定 額	円
補 助 金 の 精 算 額	円
添 付 書 類 (添付した書類に○をすること)	1. 収支決算書(様式第8号) 2. 領収書の写し 3. 預金通帳の写し 4. その他添付書類 ・その他市長が必要と認める書類 ()

様式第 8 号(第 9 条関係)

令和 年度泉佐野市スタートアップ支援事業補助金に係る収支決算書

[収 入]

(単位：円)

収 入 科 目	予 算 額	決 算 額	差 引 増 減 額	備 考
収 入 合 計				

[支 出]

(単位：円)

支 出 科 目	予 算 額	左のうち市 補助金充当額	決 算 額	左のうち市 補助金充当額	備 考
支出合計					

様式第 9 号(第 10 条関係)

泉佐生 ま 第 号
令和 年 月 日

令和 年度泉佐野市スタートアップ支援事業補助金交付額確定通知書

氏名(代表者名) 様

泉佐野市長 印

令和 年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金等を確定したので、泉佐野市スタートアップ支援事業補助金交付要綱第 10 条の規定により通知します。

補助金の交付決定額	円
補助金の交付確定額	円
(特記事項) ※交付決定額と交付確定額が異なる場合はその理由を記載すること。	

様式第 10 号(第 11 条関係)

令和 年 月 日

泉佐野市長 様

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名



令和 年度泉佐野市スタートアップ支援事業補助金交付請求書

泉佐野市スタートアップ支援事業補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり請求します。

補 助 金 交 付 決 定 額	円
補 助 金 の 概 算 払 済 請 求 額	円
補 助 金 の 交 付 確 定 額	円
補 助 金 の 請 求 額	円

様式第 11 号(第 11 条関係)

令和 年 月 日

泉佐野市長 様

所 在 地

商号又は名称

代 表 者 氏 名



令和 年度泉佐野市スタートアップ支援事業補助金交付請求書（概算払）

令和 年 月 日付け泉佐生ま第 号の補助金について、泉佐野市
スタートアップ支援事業補助金交付要綱第 11 条第 2 項の規定に基づき、次のと
おり概算払を請求します。

補 助 金 交 付 決 定 額	円
補 助 金 の 概 算 払 済 請 求 額	円
補 助 金 の 概 算 払 請 求 額	円

様式第 12 号(第 12 条関係)

泉佐生ま第 号
令和 年 月 日

令和 年度泉佐野市スタートアップ支援事業補助金交付決定取消通知書

氏名(代表者名) 様

泉佐野市長 印

令和 年 月 日付け泉佐生ま第 号で交付決定した泉佐野市スタートアップ支援事業補助金については、下記のとおり交付決定を取り消しましたので、泉佐野市スタートアップ支援事業補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定により通知します。

記

- 1 補助金交付決定額 金 円
- 2 補助金交付取消額 金 円
- 3 取 消 理 由

様式第 13 号(第 12 条関係)

泉佐生ま第 号
令和 年 月 日

令和 年度泉佐野市スタートアップ支援事業補助金返還命令書

氏名(代表者名) 様

泉佐野市長 印

年 月 日付け泉佐生ま第 号で交付決定を取り消した泉佐野市スタートアップ支援事業補助金について、泉佐野市スタートアップ支援事業補助金交付要綱第 12 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり返還を命ずる。

記

- 1 返還額 金 円
- 2 返還理由
- 3 返還期限